

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月2日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第56号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和39年函館市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項ただし書中「80万円未満」を「150万円以下」に改め、「第2号」の後ろに「および第3号」を加え、「50万円未満」を「100万円以下」に、「第3号」を「第4号」に、「130万円未満」を「200万円以下」に、「，予算」を「予算」に改め、同項第1号中「第4号」を「第5号」に、「購入または修繕の代金」を「購入費」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 物件の修繕の代金 契約書および検査書

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。